令和４年度　第２回貝塚市人権擁護審議会

議事録

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和5年1月30日（月）午後1時30分開会～午後3時37分閉会 |
| 開催場所 | 貝塚市役所　６階多目的ホール |
| 会長 | 中川委員 |
| 出席者 | 中川委員、阿久澤委員、西中委員、北出委員、佃委員、中野委員、  貴志委員、和田委員、中谷委員、藤原委員、小西委員、阪口委員、  鈴木委員、河野委員、（以上14名） |
| 欠席者 | 弓削委員、甘佐委員、吉水委員、大番委員 |
| 議題 | １．開会  ２．議事  　（１）市民意識調査の結果報告について  　（２）貝塚市人権行政基本方針素案について  　（３）その他 |
| 資料 | 【事前配布資料】  ・第２次貝塚市人権行政基本方針（素案）  　・令和４年度貝塚市人権問題に関する市民意識調査報告書  【当日配布資料】  　・市民意識調査報告書の修正箇所について  　・事前意見一覧 |

|  |  |
| --- | --- |
| 議 事 の 経 過 | |
| 発言者 | 発　言　の　要　旨 |
|  | １．開会 |
|  |  |
| 事務局 | 〇開会あいさつ |
|  |  |
| 中川会長 | 〇あいさつ |
|  |  |
| 事務局 | 〇資料確認 |
|  |  |
| 中川会長 | 議事に入る前に、事務局から出席委員数について報告願いたい。 |
|  |  |
| 事務局 | 委員18名のうち13名のご出席をいただいていることを報告する。 |
|  |  |
| 中川会長 | 報告のとおり過半数の出席をいただいているので、審議会規則第７条第２項の規定により、本日の会議は成立している。 |
|  |  |
|  | ２．議事 |
|  |  |
|  | （１）市民意識調査の結果報告について |
|  |  |
| 中川会長 | それでは、ただいまから議事に入りたい。議事（１）について、説明願いたい。 |
|  |  |
| 事務局 | 市民意識調査の結果報告の説明の前に、委員の皆様に送付している調査報告書の修正箇所について説明したい。  〇資料「市民意識調査報告書の修正箇所について」に基づき説明 |
|  |  |
| 委託業者 | 〇資料「令和４年度貝塚市人権問題に関する市民意識調査報告書」に基づき説明 |
|  |  |
| 中川会長 | ご質問、ご意見はあるか。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 18・19歳を別に集計しているが、18・19歳は20歳代と一緒に集計するのが通常なので、非常に細かくなってしまった。  　部落問題や外国人等、自分の専門に近いところを見た。時間がないので、例えば部落問題について申し上げると、213ページの問19である。一見すると一番多いのは「いずれにあってもこだわらないと思う」だが、よく見ると「同和地区や同じ小中学校区にある物件は避ける」と、「同和地区は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けない」があり、これはいずれも「同和地区は避ける」という回答である。通常分析する時は、これらをくっつけて集計する。そうすると、39.1％になるので「こだわらない」より多くなる。見方によってすごく変わってきてしまう。いくつか前に、部落になる土地を避けたりすることは問題だと思いますかという項目があったと思う。「問題だと思わない」人が「思う」人より少なかったとのことだったが、それは避けることが当然だと思っているからかもしれない。そのあたりの解釈はすごく難しいのでよく考える必要がある。  　もう一点は、教育啓発に関して「経験ありますか」と聞いているのは、すごく大事な質問である。年代層によって回答に差があることは、どこの調査でも指摘されている。年代別の集計はとても大事だが、例えば学校で一回でも学んだことがある人の数は、恐らく「学校で学んだ経験はない」と「無回答」と「はっきり覚えてない」を100から引くと、34.7％くらいになると思う。こういうものを年代別に比較して、学校で学習した人がどれくらいいるのかを見ると、若い年代がすごく高くなる。内閣府の調査でも20代はすごく高く出ている。では啓発はどうかと見ると、どちらかというと高齢の人達が高い傾向がある。人権教育啓発の計画を立てる時に、どの年代層をターゲットにするのかは非常に重要なので、啓発に関してもきちんと年代別に出したほうが良いと思う。職場研修以外の研修に一回でも参加したことがある方がどれくらいいるのかは行政としてやったほうが良い。  　あと細かい話だが、１ページ目は男女別や性別の集計を載せているが、見る人にとって親切なのは性別と年齢別の信頼区間の表を作ることだと思う。差があるかどうか見ることはすごく重要である。公式にあてはめるだけなので作ってここに入れておいてあげると親切ではないか。 |
|  |  |
| 中川会長 | 他にあるか。最後にまたご発言の時間を設けたい。 |
|  |  |
|  | （２）貝塚市人権行政基本方針素案について |
|  |  |
| 中川会長 | 次に、議事（２）に進みたい。全体で４章あるので、２つずつわけて検討していく。まず、第１章・第２章から説明願いたい。 |
|  |  |
| 委託業者 | 〇資料「第２次貝塚市人権行政基本方針（素案）」に基づき、第１章・第２章について説明 |
|  |  |
| 中川会長 | 第１章・２章について、何かご意見ご質問はあるか。  　一通り説明してもらい、最後に皆さんのご意見をいただきたいと思う。では、引き続きお願いする。 |
|  |  |
| 委託業者 | 〇資料「第２次貝塚市人権行政基本方針（素案）」に基づき、第３章・第４章について説明 |
|  |  |
| 中川会長 | 調査報告書、第１章・２章も含めて、全体に関してご意見を賜りたい。ここから先は、全員に回していきたい。 |
|  |  |
| 西中委員 | 素案の第３章、23ページ以下「４　人権に関する個別問題ごとの取組みの方向」の中に、各個別の問題に関して【現状】がまず書いてあり、その結果をまとめたコメントが３～４行あり、その後【取組みの方向】がある。この構成で良いのか気になっている。取組みの方向性を書く項目だが、現状が長くなってしまっているので、何が言いたいのか途中で抜けてしまう可能性があるのではないか。それだったらむしろ【取組みの方向】を前出ししてその後に【現状】を書く、もしくは【現状】はここに書く必要があるのかと私自身は思っている。長期計画でここまで細かく書かないといけないのかということが正直な感想である。 |
|  |  |
| 北出委員 | 同和問題についても自由記述欄で人権教育について否定的な意見があったり、逆の意見もあったりする。この調査の中で、やはり人権教育の必要性がわかったように思う。  教職員の研修は多いが、市職員に対する研修はどうか。例えば他市から市役所に電話があり、貝塚市に住みたいと思うが同和地区はあるかという質問をされたらどう回答するのか。それは差別だからいけないと言える職員がほとんどいないのではないか。  　それと、身元調査の本人通知制度が2011年にスタートして、私自身登録しているが、そのあたりのこと。それと、やはり老人差別的なことが今もまだ横行している。そこを徹底してもらえたら有難い。 |
|  |  |
| 佃委員 | 私は人権擁護委員の立場なので、その観点からお話したい。22ページに「救済に向けた連携体制の充実」とあり、その立場の中に私達、人権擁護委員がいる。最近気になっているのは、女性問題も含めて子どもの問題等でもＳＮＳで人権相談がたくさん出ている。インターネットの普及により、対面ではなくＳＮＳで相談される方が増えている。私達、人権擁護委員は、昨年から大阪法務局においてＳＮＳに対応できる体制づくりをしているところだが、人権擁護委員は60代が多く対応が難しい。かといって仕事の問題もあり若い人のなり手が少ないように思う。そこをどうクリアしていくかが今後の課題である。貝塚市では人権擁護委員が月一回人権相談を行っているが、なかなか対面で相談に来られる方が少ない。電話やＳＮＳでの相談が増えてきているので、貝塚市でもどのような対応をしていけば良いかが今後の課題になってくると思う。27ページにあるが、「子ども同士の「仲間外れ」・「無視」など」、「ＳＮＳなどインターネットを使ったいじめが起きていること」について「問題だと思う」が90％を超えている。そのあたりの対応の仕方について、貝塚市や他の行政・関係機関と連携しながらやっていかなければならない時代がきていると思っている。 |
|  |  |
| 中野委員 | 人権啓発推進委員会から参加しているが難しい。言葉がわかりにくい。もっと、こんなことはダメとか良いとかいうくらいのほうがわかりやすくて良い。 |
|  |  |
| 貴志委員 | アンケート結果からかなり重く受け止めないといけないと感じた。貝塚市人権教育研究会の現場の教職員が様々な人権課題に対して立ち向かえる子ども達を育てている現状があるが、このアンケート結果を見てその重みを再認識した。現場でしっかりそのあたりに取り組んでいきたいと思う。 |
|  |  |
| 和田委員 | 貝塚市はもとより、全国の色々な人権問題に関する資料に基づいてまとめてくださったのではないかと思う。一点気になるのは、「外国人に対して」という一つの言葉で括っているところである。その時の社会情勢によって内容も違ってくるのではないか。アメリカでは、200年経っても民主主義本来の人々を思いやって平等でいこうという考え方ができない要素が多々あると言われているのでなかなか難しい問題だと思っている。外国人と一括りにしてしまっていることでその数字が果たしてどうなのかと思った。 |
|  |  |
| 中谷委員 | 詳しく説明・分析していただいてとても良くわかった。民生児童委員として地域で活動しているが、再認識する内容がたくさんあった。高齢者の人権、子どもの人権について、気がついていなかった点も教えていただいたので、今後の活動に広げていきたいと思う。 |
|  |  |
| 藤原委員 | 私は障害者の立場から携わらせていただいている。他の人権についてなかなか接するところがなかったが、難しい問題をたくさん抱えていると思った。それから、障害者に対する考えも深掘りしてくれている。精神障害についても書かれているので、深く調べていただいたことを嬉しく思う。ただ、知的と精神の障害の方にとっては、目に見えないところで理解してもらえず、説明が難しいところもある。ＳＮＳとインターネットの世界は悪い面もあるが、すごく詳しく説明されていることもある。そういったものも今後は利用すると、皆さんの意識の中でもっと啓発活動的にもってもらえるのではないか。子ども達にも、もっと理解をもってもらえるのではないかと思っている。 |
|  |  |
| 小西委員 | 人権は難しいところもあるし、簡単なところもあると感じるが、ハローワークの立場からは就職に関する部分は人権にも大きく関わっていると感じた。障害者であるとか高齢者であるとか女性であるとか、また、刑務所からの出所者は就職が再犯防止に大きく役立っているところがあるが、なかなか難しい。  　学習したことのある人が学習したことがない人よりも意識が高いとのことだが、ハローワークで就職差別について啓発を行ってもなかなかうまくいかないと感じている。教育や啓発を必ず行っていることが、やがてそれを撲滅するために必要だと改めて感じた。 |
|  |  |
| 阪口委員 | 22ページの「相談・支援の推進」は、公的窓口の責任かと思っている。意識調査で改めて感じたのは、42ページの人権侵害を受けた方が実際どうされたかという問いで、身近な人に相談すると、何もしなかったが大半になっている。公的な窓口に相談したという回答が非常に少ない。保健所の他の窓口も同じような感じである。我々としては一生懸命窓口を設けて取り組んでいるつもりだが、市民にあまり知られていなかったり、頼りにされていなかったりする。役所としては広報をしているつもりでも、実は市民には届いていない点があるのではないか。もう一点時々言われるのは、相談したところで何をしてくれるのかと疑問に感じられていることである。窓口を設ける以上は、きっちり解決に導けるような体制を整える必要があると改めて感じた。 |
|  |  |
| 鈴木委員 | 18ページの「②学校」の「一方で～」以下の文が少しおかしいと思いながら見ていた。この「一方で」という言葉は合っているのか。少し違うような気もする。それと、そこから以降に主語がない。文言の整理が必要な箇所が他にもあると思いながら見ていた。  　21ページの人権啓発の方法だが、こういう交流ではなく障害を持つ人やそのご家族から話を聞くことから学ぶとか、部落差別を受けた人から学ぶといった、現実から学ぶ教育がどこにもない。それが必要ではないか。  　31ページの【取組みの方向】の一つ目に「広報紙やホームページなど～」とあるが、これが書かれているところと書かれていないところがある。書かれているところだけこれをするのか。学校教育については書かれていないので、しなくて良いのかとなる。共通した取組みの方向であれば、それを全部頭出しして書くとかしたほうが良いのではないか。 |
|  |  |
| 河野委員 | 調査結果でどうしてもアンケート項目に注目しがちだが、自由意見から残念ではあるがまだ貝塚市にも差別意識が根強く残っている実態が見えてきたことも認識しないといけないと思った。  それと、認知機能が低下したり、自分で判断できない方の人権を守るあたりで、成年後見制度の利用に関する記載があるなら見逃しているかもしれないが、救済のあたりで触れておくのが良いと思った。地域福祉計画でも成年後見制度の周知啓発をしっかり行い、適正に利用してもらうことを盛り込んでいく。そういったところも入れたほうが良いのではないか。  最後に、西中委員もおっしゃった構成について。アンケート結果についてはもう少し整理する必要があると思った。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | まず、１ページ目の真ん中あたりの「この計画終了後も、国連では、人権教育は必要であるとの認識から」というのは、人権に携わっている人が見たら引っかかる表現だと思う。プロモーションとプロテクションは両輪であり、人権教育は10年が終わっても必要だからというようなものではない。必ず人権教育と救済はセットで進んでいくことが鉄則なので、これは表現を変えていただきたい。  　それと、同じページに、できれば自己決定や意思決定支援等の根幹を担っている障害者権利条約を入れてほしい。  　18ページ目の「②学校」について。例えば、「人権教育の指導方法等の在り方について」の第３次取りまとめの中には非常に重要なことが書かれているので、そういうものを示しておくことが重要だと思う。  　22ページのあたりと言えば良いか、全体として人権教育と相談支援の２つの柱だけで成り立っていて、これは現在では少し古い。例えばインターネットのモニタリングみたいなことをする自治体が増えてくると、これは救済と人権教育という枠だけではない。あと、例えば府でヘイトスピーチ等の条例ができていると、そういうものを利用する人が出てくる。その利用者を支援するとか、情報提供するとか、色々なことが必要になってくることがある。あと、私は京都市在住で、皆さんご存知かもしれないが、関東の行政書士が全国の探偵社に依頼されて戸籍謄本や住民票を不正取得する事件が発覚した。本人通知制度は登録して連絡がくるもの、皆に通知するもの、不正な取得をされた場合に通知するものの３種類ある。貝塚市はどれかわからないが、大阪府の場合、不正だった場合に通知するパターンのものが多かったような気がする。そうなると、不正かどうかの判断は行政の人がしないといけない。京都市の場合は不正かどうかを市の職員が一定判断して本人に通知するという文章が入っている。法務省から通知があって連絡ができる自治体とそうじゃない自治体ですごく差があることがわかった。そうすると、例えば要綱をどうするのかは行政職員の非常に重要な役割になってくる。単に相談と人権教育をしましょうというだけではない、もう一歩進んだところをみんな書き始めている。相談支援と教育だけというのは、枠としては少ない印象を受けた。  　外国人については先ほどご指摘があったとおりだと思うが、通常の場合は市にどれくらいの人が住んでいて、どんな国籍の方か等の事実関係がないといけない。ウクライナからの方と技能実習生では全然状況が違うし、在日コリアンの方もそうだと思う。  　37ページに「えせ同和行為」が差別行為と並んで出てくると、この計画は当事者目線で書かれているので、「えせ同和行為」をまるで部落出身者がやっているように見えてしまわないかという危惧をもった。 |
|  |  |
| 事務局 | できる範囲で回答したい。  　構成については、市から委託業者に幅広い人権について現状をまとめるような出来事を書いてほしいとお願いし、それを踏まえた形でこのようになった。市から一定の構成のお願いをした経過がある。  　同和地区がどこにあるのか問合せがあった時に市としてどのように回答しているかとのご意見があったが、以前そのようなことがあった。その時に全庁的なマニュアルを作成し、今はそれに基づいて対応している。具体的には、何故そのようなことを聞くのか確認する、このような問合せには一切応じられない、このような問合せ行為が問題であると伝える、といった内容である。  　貝塚市におられる外国人の方の国籍は、１番がベトナムで441人、２番が中国で325人、３番が韓国で217人、４番がフィリピンとミャンマーで各63人、５番がネパールで41人である。外国人はやはり居住の問題、入居を断られる現状がある。  　本人通知制度については、本人からの希望があったものだけ通知している状態である。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 不正の判断はどうする内容になっているのか。 |
|  |  |
| 事務局 | 登録がある方全てに送ることになっている。 |
|  |  |
| 中川会長 | 事前意見の説明がまだ残っている。 |
|  |  |
| 事務局 | 〇資料「事前意見一覧」に基づき説明  　まず、２ページの報告書の見方について、18、19歳の回答者数が全体の1.7％となり、回答者数が少ないため分析の対象から除外している件について、このままいって良いか、20代とまとめて集計し直したほうが良いか、お諮りしたい。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 私が判断することではないと思う。行政が判断してほしい。 |
|  |  |
| 事務局 | 〇資料「事前意見一覧」に基づき説明 |
|  |  |
| 中川会長 | ご意見はあるか。  　今後の文言整理については、私と阿久澤副会長にご一任いただけるか。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 一点だけよろしいか。「水平社宣言」は載せないという意味か。説明がよくわからなかった。これは教科書に出ているから、別に特定団体のとかいうものではない。 |
|  |  |
| 中川会長 | 行政の受け止め方にズレがある。私も委員として言いたいことがたくさんある。一つは、推進体制となっているが、審議会の推進体制としてではない。あくまで第三者機関、審議組織である。だからここにもし載せるとすれば、庁内の連絡協議会、あるいは人権行政推進本部があるはずなので、それを載せるべきである。その組織が実際の実施機関であり、私達審議会は政策評価をし、外部から助言する機関である。  　それから、西中委員のご意見は大変私の意識に残っている。現状が長すぎるとのことだったが、現状と課題を一緒に書いているからだと思う。現状を整理して、その中でこんな課題が残っている、だからこの方針でやる、という三段論法で再度整理してほしい。貝塚市総合計画もそうなっているのではないか。  　それから、人権擁護委員がおっしゃった、なり手が少なくなっていることについてどうするのか。地域における人権保障の担い手となる人材を確保することをどこかに記載するべきである。このままでは本当にいなくなってしまう。人権擁護委員や民生児童委員は国の機関だから市は関係ありませんではない。  　ＳＮＳについては少し書き加えたら良いと思う。相談もＳＮＳでできるようにするというのはかなり大きな踏み込みなので、体制が取れるのかどうか内部で検討した上で書き込んでほしい。 |
|  |  |
|  | （３）その他 |
|  |  |
| 中川会長 | 他に何かあるか。よろしいか。  　それでは、その他について事務局から何かあるか。 |
|  |  |
| 事務局 | 〇今後のスケジュールについて説明 |
|  |  |
| 中川会長 | 本日の審議事項は全て終了した。これをもって閉会する。 |
|  |  |
|  | （閉会） |
|  |  |